

国分寺市 農業委員会だより

令和6年10月発行

第51号

市内農地面積:128.60ha
(令和6.1.1現在)



国分寺市内の 農業者間による 都市農地貸借 4 例目

借り手：嶋崎貴之さん
(共中支部・野菜)

生産緑地の貸借が安全・安心に行われることを目的とした「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、6年が経ちました。この法律を活用し、市内では、農業者間による生産緑地の貸借が、これまでに6件成立しています。

次のページでは、令和6年4月から生産緑地を借りて規模拡大を図った嶋崎貴之さんに、貸借のきっかけなどをお話いただきました。



貸し手（農地所有者）に聞きました

都の委託事業として苗木を生産していた農地について、委託事業が終了するに当たり、今後の農地の活用を悩んでいたところ、この貸借の話をいただき、活用させていただきました。借り手は既知の方に加え、貸借間にJA・市が入るなど、**安全・安心**に貸し出せる本制度は、ありがたいです。

～ 貸借が**安全・安心**な理由～

- 理由

1

期間が満了すれば必ず農地が返還される
- 理由

2

相続税納税猶予制度適用農地でも貸借可能なこと
- 理由

3

一定の条件を満たせば農業経営を行っていると思なされる

都 市農地の貸借の円滑化に関する法律を利用した生産緑地の貸借は、年々増加しています。令和6年6月末現在、都内では317件、面積約54haの生産緑地の貸借が成立しています。市内では、以下の表のとおり、6件の実績があります。実際に貸借を行っている嶋崎貴之さんと農地所有者さんに話を伺い、貸借のメリットを伺いました。

▼市内の農業者間における生産緑地の貸借一覧

	貸借開始時期	地域	貸借する生産緑地 面積(㎡)	貸借の種別	相続税納税猶予制度 適用の有無
1	令和3年4月～	並木町	743	使用貸借	×
2	令和3年11月～	北町	3,030	使用貸借	×
3	令和5年6月～	並木町	839	使用貸借	×
4	令和6年4月～	北町	3,694	使用貸借	○
5	令和6年6月～	東元町	2,173	使用貸借	×
6	令和6年9月～	戸倉	2,114	使用貸借	○

Q

貸借を行うに当たり、不安はありませんか。

A

既に、本制度を活用して貸借を行った高木支部の水村拓哉さんから話を伺っていました。

Q

生産緑地を安心・安全に貸借できる都市農地貸借円滑化法の制度は以前から知っていたのですか。

A

相続で、経営農地面積が減少するかもしれないことに備えて、貸借可能な農地を探していました。

Q

農地を借りたと思うきっかけを教えてください。

A

平野編集委員長によるインタビューQ&A



自分で自由に

チャレンジできる

圃場が欲しかった



嶋崎貴之さん（32歳）

大学卒業後、サラリーマンを経て、5年前に嶋崎農園の後継者として就農。令和5年には市農業祭夏果菜品評会で優秀賞（トマト）、令和6年には同ハウストマト品評会で優良賞を受賞。精力的に野菜を生産し、経営規模拡大を図る。

A 不安はありませんでした。当事者間にJAと市が入っているの
で、安心して貸借ができました。

Q 手続を進めていく中で、
何か困ったことはありませんか。

A 手続は全てJAをお願いしていたため、書類を何回か確認し、サインする程度で、金銭も少額で、とても助かりました。

Q 率直に、借りてみてどうですか。

A 自分の希望どおりに作付けができ、本当にありがたいです。現在は土壌を理想の状態に近づけるようソルゴーやトウモロコシを作付けしていますが、将来的にはネギやブロッコリーなどを栽培していく予定で、今から楽しみです。

Q この制度は、どのような方が
利用したらいいと思いますか。

A どの農家も大なり小なり、家族とがあります。私のように、自由に作付けを行い、試作に挑戦できる農地を得ることが可能となるため、余力がある農家はどんどん活用していくべきだと思います。

いつもとちょっと違う

地区別懇談会

を開催



11月 8 日(金) … J A 東京むさし国分寺支店2階

11月12日(火) … ひかりプラザ203・204号室
(両日とも18:00～20:00)

内容 ～ 後継者・若者向け ～



親世代も一緒に
聞いてほしい！

- ① (一社)東京都農業会議職員による農業者年金制度の紹介
- ② 農地利用状況調査の結果報告
- ③ (一社)東京都農業会議の職員による講演
【～都市農業・農地の継承に備えて～】
- ④ 都市農地貸借円滑化法の事例紹介
借り手からの事例紹介 (11/8佐藤慎太郎氏、11/12榎戸秀晃氏)
- ⑤ 農地相続経験者からのアドバイス

農地を相続したら届出が必要です



相続（遺産分割・包括遺贈を含む）、時効等により
農地の権利を取得した者は、農業委員会に農地法第3条の3の届出をする
必要があります。

なお、この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。



農地法第3条の3の届出は、随時受付しています。
権利を取得したことを知った日から、おおむね10か月以内に
提出してください。

⇒詳細については農業委員会事務局まで